

## 令和8年度地域包括支援センターの重点事業について

### テーマ「ケアプランデータ連携システムの普及促進」

#### ＜選定の趣旨＞

近年、介護現場では要介護高齢者の増加や支援ニーズの多様化に加え、深刻な人材不足により、介護支援専門員をはじめとする職員の業務負担が増大している。特にケアプラン作成・変更時の情報収集や事業所との連絡調整では、紙やFAX、電話によるやり取りが依然多く、同じ内容の入力・転記が繰り返されるなど、非効率な事務作業が大きな負担となっている。

こうした状況は、介護支援専門員が本来注力すべきアセスメントや利用者・家族支援、多職種連携に十分な時間を確保できず、支援の質の低下や業務継続への不安を招く要因となっている。

ケアプランデータ連携システムは、国が介護分野のデジタル化を推進するために整備した制度であり、ケアプラン等の情報を電子的に共有することで、書類作成や情報伝達に係る事務負担の軽減、作業時間の短縮、入力ミスの防止等が期待されている。これは、介護現場の業務効率化を図るうえで非常に有効な仕組みである。

このため、地域包括支援センターが中心となり、地域の介護支援専門員や介護サービス事業所に対して本システムの普及促進を進めることは、介護現場の負担軽減のみならず、支援の質の向上や持続可能な地域包括ケアシステムの構築にも寄与するものである。こうした意義を踏まえ、ケアプランデータ連携システムの普及促進を重点事業として位置づけた。

#### ＜事業評価の視点＞

##### 1. 普及促進に向けて十分な周知が行われているか

- ・介護支援専門員や介護サービス事業所に対し、国が用意するパンフレットやマニュアル、介護保険最新情報などを用いて継続的な周知を実施しているか。
- ・地域の実情や事業所の理解度に応じた情報提供が行われているか。

##### 2. 居宅介護支援事業所においてケアプランデータ連携システムが導入されているか

- ・介護予防ケアプランを委託する居宅介護支援事業所において、ケアプランデータ連携システムがどの程度の割合で導入されたか。

##### 3. 関係機関と連携し、地域全体での取組につなげているか

- ・地域包括ケア推進課、他の市内地域包括支援センター等と連携し、情報共有等が図られているか。
- ・好事例や課題を地域内で共有し、取組の改善や横展開につなげているか。

#### (参考)＜直近3年間の重点事業＞

令和 5年度 権利擁護業務（主に意思決定支援）

令和 6年度 認知症総合支援業務

令和 7年度 認知症総合支援業務